

<記載例> 名古屋市新事業支援センターでデジタル技術の活用に関する相談を受け、
通常枠で申請する場合

(様式第1号)

※ご提出頂く日付をご記入下さい

令和〇年 〇月 〇日

(あて先) 公益財団法人名古屋産業振興公社理事長

国税庁が指定する13桁の法人番号
(個人で事業を営む場合は空欄)
下記にて確認ができます。

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

(法人番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

名古屋市中区〇〇〇〇

商号(会社名)

株式会社 ◆◆◆◆

代表者(役職・氏名)

代表取締役 名古屋 太郎

公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業
交付申請書

【法人の場合】

所在地(住所)…本店として登記されている住所地

【個人で事業を営む場合】

所在地(住所)…住民票に記載されている現住所

商号(会社名)…屋号(無い場合は空欄)

代表者(役職・氏名)…個人名

年度公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業
下記誓約事項について誓約し、関係書類を添えて申請

1 補助金交付申請額(千円未満の額は切り捨て)

金 1,000,000 円

様式第4号補助事業計画書4「補助事業に要する
経費の内訳」の(2)「補助金交付申請希望額」にあ
る補助金交付申請額に記載した額を記入して下
さい。

2 申請区分(どちらかにチェック☑を入れてください)

通常枠(補助金額10~100万円)【対象要件ア、イのいずれかを満たす。】

賃上げ枠(補助金額10~150万円)

【対象要件ア、イのいずれか及びウを満たす。】

ロボット枠(補助金額10~500万円)

・ロボットを含む場合【対象要件イを満たす。】

・産業用ドローンを含む場合【対象要件エを満たす。】

3 対象要件(以下のいずれかにチェック☑を入れてください)

ア	<input checked="" type="checkbox"/>	名古屋市新事業支援センター	} でデジタル技術の活用に関する相談を受け た。
	<input type="checkbox"/>	名古屋商工会議所	
イ	<input type="checkbox"/>	名古屋市ロボット・AI・IoT人材育成事業又はデジタル人材育成事業のいずれかを受講 した。 (令和 年度受講)	
ウ	<input type="checkbox"/>	給与支給総額を1.5%以上増加させる計画を策定し、従業員に表明した。 ※従業員を雇用していない法人の場合は新たに雇用する計画を策定する、若しくは役員 報酬が1.5%以上増加する計画を策定する、又は個人事業主の場合は新たに雇用する 計画を策定する、若しくは所得が1.5%以上増加する計画を策定することで条件を満 たすものとします。	
エ	<input type="checkbox"/>	国土交通省航空局のホームページに掲載された講習団体において技能認証を受けてい る、又は国土交通省航空局の無人航空機操縦者技能証明制度における登録講習機関で講 習を修了している。	

【必須回答】誓約事項

確認のうえ、チェック☑を入れてください。（下記の内容について誓約いただいたことになります。）

下記誓約に反すること又は公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業デジタル活用支援補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に定める取り消しに該当する内容が判明した場合には、補助金の交付を取り消し、補助金交付済の場合は返還を求めます。

また、③の確認を目的として愛知県警察本部に照会することがあります。

① 申請書類の記載内容は全て真正です。	<input checked="" type="checkbox"/>
② 要綱と補助金の案内の内容を十分に理解しています。	<input checked="" type="checkbox"/>
③ 公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業デジタル活用支援補助金の交付の対象となる事業者の条件（※1）をすべて満たしています。	<input checked="" type="checkbox"/>
④ 申請する設備等について国・県又は名古屋市の他の補助金の交付対象とはなっていません。	<input checked="" type="checkbox"/>
⑤ ①～④の誓約に反したことにより、不利益を被ることになった場合、補助金の交付決定あるいは交付を取り消された場合又は補助金の返還を求められた場合に異議は一切申し立てません。補助金の返還が必要な場合は、公益財団法人名古屋産業振興公社が指定する方法により期限内に返還します。	<input checked="" type="checkbox"/>

※1

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者、または実績報告までに中小企業者として開業を予定するものであること。

(2) みなし大企業でないこと。

（発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している株式会社、発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上を複数の大企業が所有している株式会社又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者）

(3) 法人の場合は、本店として登記されている住所地が市内であること。

(4) 個人で事業を営んでいる場合は、住民票に記載されている現住所及び主たる事業所が市内であること。

(5) 市税を滞納していないこと。

(6) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(7) 反社会的勢力に該当する、あるいは今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思のある者でないこと。

(8) 訴訟等による係争や法令違反による処罰等がかかえている者でないこと。

(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条に規定する営業許可を受ける事業若しくは第27条及び第31条の2、第31条の7、第31条の12、第31条の17に規定する営業等の届出の対象となる事業を営んでいない、又は今後営む予定でないこと。

(10) 過去に本補助金の交付を受けていないこと。

内容をご確認頂き、
全ての項目チェック
して下さい